

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月28日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 梅田 仁司
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	(043)243-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 中村 遵史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)5695-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山口 智弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当行「第102回定時株主総会」において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式	1株につき金	10円	総額	593,546,100円
当行第二種優先株式	1株につき金	104円	総額	260,000,000円
当行第2回第六種優先株式	1株につき金	300円	総額	90,300,000円
当行第1回第七種優先株式	1株につき金	900円	総額	587,700,000円
当行第2回第七種優先株式	1株につき金	9,000円	総額	42,579,000円

ロ. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、青柳俊一、梅田仁司、松丸隆一、神田泰光、白井克己、戸谷久子、山田英司、杉浦哲郎および木下由美子を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、金杉毅を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、米倉偉之を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を、年額300百万円以内に改定する。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を、年額80百万円以内に改定する。

第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定の件

取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬として割り当てる新株予約権を、年額70百万円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	469,389	1,086	0	(注)1	可決 98
第2号議案 取締役9名選任の件					
青柳俊一	421,665	48,810	0		可決 88
梅田仁司	415,866	54,609	0		可決 87
松丸隆一	440,927	29,548	0		可決 92
神田泰光	446,939	23,536	0	(注)2	可決 93
白井克己	447,036	23,439	0		可決 93
戸谷久子	447,466	23,009	0		可決 93
山田英司	441,719	28,756	0		可決 92
杉浦哲郎	447,302	23,173	0		可決 93
木下由美子	469,585	890	0		可決 98
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
金杉毅	467,082	3,393	0		可決 97
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
米倉偉之	469,706	769	0		可決 98
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	432,606	36,853	1,016	(注)1	可決 90
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	447,930	21,529	1,016	(注)1	可決 93
第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック オプション報酬額改定の件	452,069	18,406	0	(注)1	可決 94

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上